

令和3年度

京都市立柏野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総 則

(1) 目 的

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

この度、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止などのための基本的な方針」の内容や本市の現状、「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、本校のいじめの防止などの取り組みの基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止などの対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭 各学年担任 スクールカウンセラー（以下SCとする）
--

イ 役割・取組内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①校内におけるいじめや、いじめが疑われる行為に関する、教員や児童の相談窓口となり、校内に情報を発信する。②いじめ等問題行動に対する未然防止対策。早期発見対策を勘案・検討し、推進する。③いじめ等の問題行動に対して、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。④いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力の下、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。⑤生徒指導部会により上がってきた情報をもとに、各学年の児童の動向を情報交換し、多角的な児童理解を行い指導にいかす。⑥「学校生活アンケート」「クラスマネジメントシート」「いじめアンケート」の集計と分析をし、児童理解につなげる。⑦児童への教育相談週間での聞き取り内容の集約をし、児童理解につなげる。⑨必要に応じて、関係諸機関への連絡をする。⑩未然防止にむけての取り組みや、教育相談機関・教職員研修などの年間計画の決定をする。⑪ホームページ・学校運営協議会・全校集会等を用いて、本基本方針に関して地域・保護者・児童へ周知する。 |
|---|

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載する。

ウ 開催時期

毎月第2水曜日を基本とする。ただし、緊急対応が必要なときにはこの限りではない。

エ 児童・保護者への周知時期・方法

4月または5月の朝会で児童に、年度初めの学級懇談会で保護者に伝える。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの防止のための取組

ア 学習環境の整備

・子ども達が安心して学習したり、生活したりしやすい環境を整える

→子ども自らが美しい学校を作るという態度を養う。

→校内美化の充実

・学校のきまりの徹底

→名札を付けることや、廊下の歩き方などの小さな乱れを見逃さないことで、学校生活の安定を図る。

→子ども一人一人の生活実態を把握し、身なりや持ち物等に目を配る。著しく乱れている時には、保護者や各関係機関に連絡する。

イ 授業改善の充実

・わかる喜びと学ぶ楽しさを実感でき、自己肯定感や自己有用感を育む授業の実施

→互いに認め合い、高め合える温かな人間関係のある学習集団作り

→子どもが意欲的に学び、学習に楽しさを見出せるような教材の工夫

→学習するときの約束やルールが一人一人の子どもに確実に身についている集団作り

→GIGA端末を用いて、個別の課題に応じた授業づくりをしたり、コミュニケーションツールとしての適切な活用の仕方を指導したりする。

→学力向上プランを作成することで児童の学力の実態を的確に把握したり、授業改善につなげたりする。

・朝学習を活用した基礎・基本の徹底

→国語・算数などを反復練習し、基礎基本の定着に取り組む。

→GIGA端末を用いて、個別に応じた課題に取り組む。

ウ 人権教育・道徳教育などの充実

・豊かな人権感覚を育て、実践的な態度を育む人権教育

→すべての教科・領域において、人権学習に取り組んでいるという自覚をもって、子どもたちの課題に合わせた「心に届く」指導を工夫する。

→憲法月間では、互いの人権を尊重しながらより良い学校づくりの主体となる態度を養うための授業を全校で行う。いじめ対策委員会について、児童に周知する。

→同和問題に関わる指導を通して教職員研修をし、各学年の人権に対する認識を育てる指導を充実できるようにする。

・「よりよく生きようとする力」を育む道徳教育

→教育活動全般を通じて道徳教育を充実させ、規範意識、倫理観の育成を図る。

→子どもたちが自ら考え、議論する道徳学習になるように、授業の改善に取り組む。

→子どもたちの学習の成果を適切に評価し、子どもたちの生活や他教科の学習にいかすことができるよう、全校で評価方法を統一し、授業を適切に見とる。

・学年に応じたゲストティーチャーを招いた指導

→4年「非行防止教室」5年「情報モラル教室」6年「薬物乱用防止教室」の実施と事後指導での全学年への発信をする。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

・子どもたちが主体的に活動する児童会活動・学校行事

- クラブ活動では、それぞれのめあてに沿って活動をし、異学年間の交流を大切にする。
- 学級活動や委員会活動では、児童のおもいを尊重し、児童の意見が反映されるようなしくみを各担任や担当教職員がつくっていく。
- 運動会では、高学年のすべての児童が係活動に取り組み、よりよい行事をつくるためにそれぞれが創意工夫できるように指導する。
- 宿泊学習では、翔鸞小学校の児童との交流を通して、自校だけでなく他校とのつながりを作っていく。

・地域のボランティアと連携した部活動・学習

- 地域ボランティアや、外部講師の協力を得ながら、子どもたちが主体的に取り組めるような活動を工夫する。
- スポーツの試合や、音楽発表の機会を設け、子どもたちの努力が広がるようにする。
- 総合的な学習の時間では、地域の歴史や、地域の産業である手ばた織体験を地域の方から指導していただき、体験活動を充実させている。

オ 児童同士の絆づくり

・ロング昼休みの活用（コロナ感染状況を見ながら実施の可否を決める）

- 週1回のロング昼休みを利用した、集会活動やたてわり班遊びなどを計画する。たてわり班活動で異学年交流を重ね、高学年に憧れを持つ姿勢や、低学年児童に優しさをもって接する姿勢を育むことができるようにする。

・学級活動の工夫

- 子どもたちが主体的に学級運営に取り組めるようにするための、学級会の取り組み方に関して、特別活動部から、全校教職員に伝達する。
- 学級の仲間同士で「みんな遊び」に取り組む機会をつくり、同学年の仲間同士の絆も深める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・月1回の生徒指導委員会にて、各学年の児童の様子を交流し、全教職員がすべての児童を理解することができるようにする。

イ 児童に対する定期的な調査

アンケート・クラスマネジメントシート

- ・学校生活アンケート、いじめに特化したアンケート等を利用した「いじめ」の兆候の早期実態を把握する。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しをする。

教育相談週間

- ・各種アンケートに基づく教育相談を実施し、いじめ等の兆候を早期発見できるようにする。
- ・教育相談週間を設定し、すべての児童が年2回以上教育相談を受けることができるようにする。
- ・必要に応じて、子どもや保護者を対象にしたSCやスクールソーシャルワーカー（以下SSW）による教育相談を実施する。

ウ 調査結果の検証及び組織的な対処

- ・調査結果に関しては、各担任で分析を行い、内容を生徒指導部に報告する。いじめが疑わしい場合や、問題があるように見受けられた場合は、生徒指導部やいじめ対策委員会が連携しながら、対応を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

- いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無の確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた児童または保護者への支援、いじめを行った児童への指導ま

たは保護者への助言, いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための措置, 保護者との情報共有, 関係機関との連携など適切な措置を講じる。

・インターネットなどを通じて行われるいじめへの対応

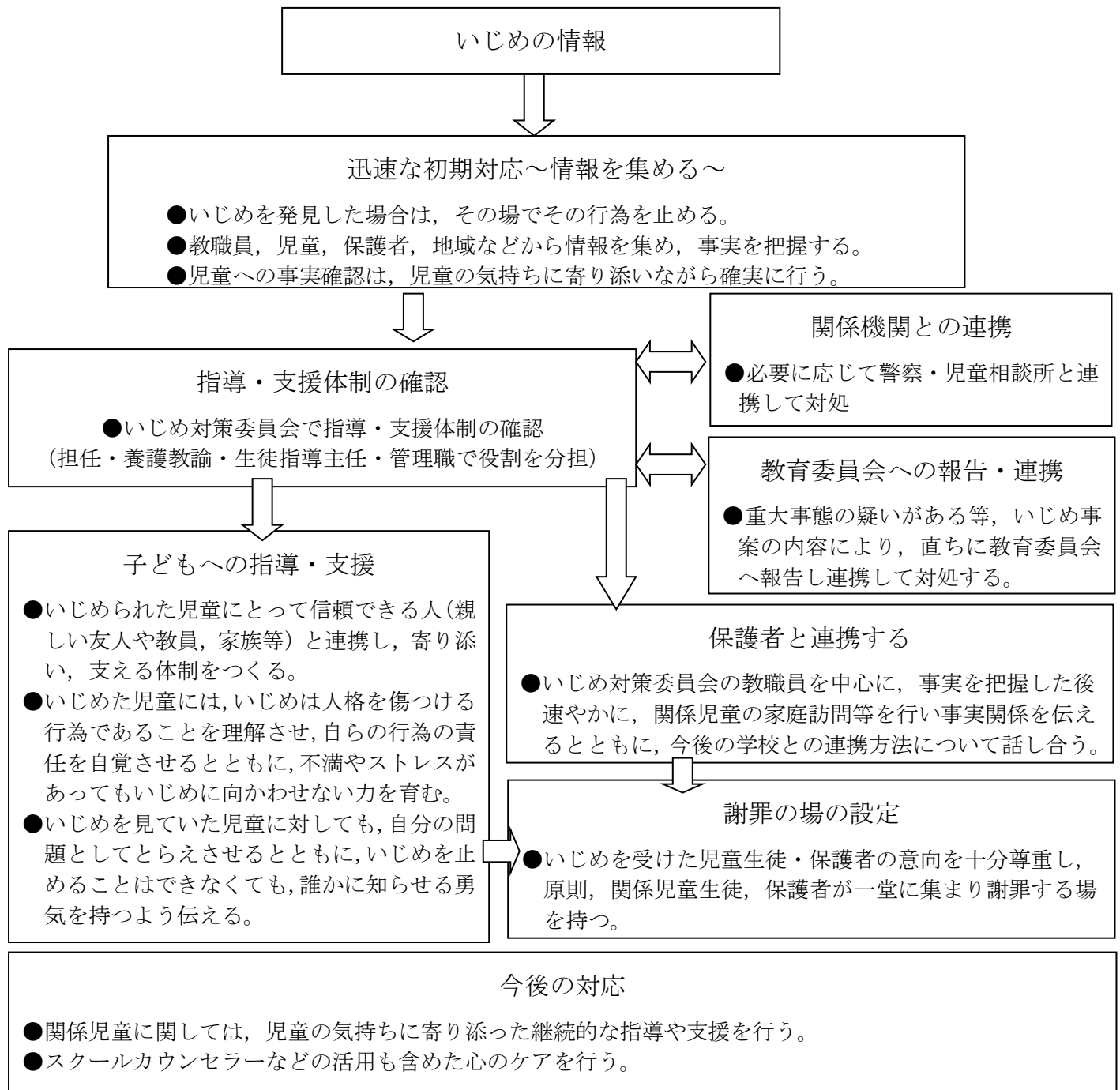
→保護者との連携を取りながら, 事実確認を確実にし, いじめ対策委員会を中心に対応をしていく。

→いじめを防止し, くりかえさないよう情報モラルの学級活動を強化する。

→SNSを使つての「いじめ」対応の事例の研修を行い, いじめ発生防止対策についての理解を深める。

→携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導, 地域や保護者への啓発に努める。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



「いじめの解消」まで継続的な指導や支援を実施する

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する

①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること(救済)

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)

※面談などにより確認し, 解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

→謝罪とその受入をもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発することのないよう、注意深く観察する。

→「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に有り得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

・内容

- ・いじめの発生を防止する温かい学級づくりについて
- ・いじめ事案の初期対応について 等

・実施時期

- ・年間3回程度

4 保護者・地域・関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・柏野小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や本方針に対する理解を深めることができるよう、学校運営協議会、学級懇談会、学校ホームページを通して情報を提供する。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、いじめを受けた児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、いじめを受けた児童やいじめた児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

ウ 学校評価

- ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況についての評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

5 重大事態への対処

・基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法などを踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係る事実関係などその他の必要な情報を適切に提供する。

・重大事態が発生したときの対応

重大事態は、法において以下のように定義されている。

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議をする場合

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供をする。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告をする。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置をする。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。（新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、年間計画や内容については変更の可能性がある。）

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解			学級懇談会（いじめ防止基本方針について周知） 個人懇談会
5	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 学級経営方針の交流会	人権の授業 非行防止教室（4年） ケータイ教室（5年）		休日参観
6	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	6年修学旅行	いじめに関するアンケートの実施 クラスマネジメントシート・学校生活アンケートの実施	学校運営協議会総会
7	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 校内研修 学校いじめ防止プログラムの取組の見直し アンケート結果の共有		教育相談週間	個人懇談会 学校評価
8	「いじめ」防止に関する研修会 「薬物乱用」に関する研修会			
9	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会			家庭地域教育学級
10	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	運動会		
11	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	5・6年花背山の家野外活動	クラスマネジメントシート・学校生活アンケート・いじめに関するアンケートの実施	
12	アンケート結果の共有 校内研修 学校いじめ防止プログラムの取組の見直し 生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	人権集会	教育相談週間	個人懇談会

1	生徒指導(いじめ対策を含む)委員会	道徳・人権学習の授業参観		道徳・人権学習の授業参観, 懇談会 学校評価
2	生徒指導(いじめ対策を含む)委員会 アンケート結果の共有	薬物乱用防止教室(6年)	クラスマネジメントシート・学校生活アンケート・いじめに関するアンケートの実施 教育相談週間	新1年入学説明会 学校運営協議会総会 学校評価 学級懇談会
3	生徒指導(いじめ対策を含む)委員会 校内研修 学校いじめ防止プログラムの取組の見直し			
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・ 「学校いじめ防止プログラムの取組の見直し」(PDCAサイクルの期間) ・ 「いじめに関するアンケート」 ・ 「いじめに関するアンケートの結果の共有」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・ 「校内研修」3回 ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組) ・ 「個別面談」「教育相談」 ・ 「学校評価」				